処 罰 規 定

第1条 (設 置)

本規定は組合規約第52条の定めによりこれを設ける。

第2条 (適用の範囲)

次の各号の1に該当した者は処罰する。

- 1. 組合員で決議に違反する行為をなした者
- 2. この組合の統制を乱した者
- 3. 組合の名誉を汚すような行為のあった者
- 4. 組合に不利益な行為をなした者
- 5. 組合員で正当な理由なくして義務をおこたった者
- 6. 組合員で会社より再三の譴責処分を受けた者
- 7. 組合員で組合の機密を漏らし多大なる不利益をもたらした者
- 8. 其の他組合員として不適当な行為をした者

第3条 (処 罰)

この組合の処罰は除名、権利停止、解任、譴責、始末書提出とする。

第4条 (審問委員)

処罰に関する事項を審問査定する為審問委員会を設ける。

第5条 (審問委員会規定)

審問委員会規定は別に定める。

第6条 (処罰決定)

第2条に該当する者は審問委員会において調査し、大会に結果を答申し、大会に 於いて処罰を決定する。

第7条 (決定の通知)

中央執行委員長は大会の決定を受けた日より1週間以内に所属支部長へ通報し、 支部長より事件申立人ならびに本人に正式に言渡さねばならない。

第8条 (執行期日)

この規定は昭和29年9月25日より実施する。

(H5.8 改定)